

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

<p>路 線 名</p>	<p>県道飯能下名栗線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>飯能市大字原市場字古久住一〇五番一 地先から同市大字原市場字柳瀬一六八 番二地先まで（ただし、関係図面に表 示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年三月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年七月二十七日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第十三号及 び令和六年十月二十九日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第六号で告 示した道路予定区域の一 部供用開始である。延長 三〇五・七四メートル</p>